

審判所は「事業所得」か否かを8つの諸要素に照らして判断

税制改正前のLED照明管等の節税スキームも税務調査で否認

ドローンや建築用足場資材、LED照明管などの少額減価償却資産を利用した節税スキームについては、令和4年度税制改正で封じられることになったが、税制改正前に実施された節税スキームであっても税務調査で否認されていることがわかった。本誌が入手した裁決事例によれば、会社役員が取得した建築用足場資材、クラシックカー、LED照明管について、賃貸借契約を締結し、これにより生じた所得を事業所得として確定申告を行ったが、その後の税務調査により、雑所得に該当するとして更正処分が行われている。審判所も、各賃貸業務は有償性、継続性及び反復性を有するものとは認められるものの、企画及び遂行の大部分を他者に依存していることから、請求人が自己の危険と計算による企画遂行したものとは認められないとして、原処分を支持する判断を示している。審判所は、事業所得に該当するか否か、8つの諸要素に照らして詳細に判断を行っており、今後の実務の参考にできそうだ。



令和4年度税制改正で貸付けの用に供した資産が除外

令和4年度税制改正では、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度及び一括償却資産の損金算入制度について、対象となる資産から貸付けの用に供した資産が除外されることになった（ただし、主要な事業として行われるものは除く）。いわゆる“ドローン節税”などともてはやされた節税スキームを封じるものである。

この節税スキームは、当期の利益を圧縮す

る目的として、自らが行う事業で使用しない少額な資産を大量に取得し、その取得した資産を貸付けの用に供することにより、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等を適用して当期の損金に算入し、賃貸料・売却益を当期以後の複数年度の益金に算入することとする損金と益金の計上時期の相違を利用したもの。ドローン以外にも、建築用足場資材、LED照明管などが多く利用されていた。

【図表1】 LED照明管のレンタル事業の概要(イメージ)

